


令和 4 年 6 月 23 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名 小崎 愛子 

令和 4 年度（4・5 月分）政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 4 年度（4・5 月分）政務活動費収支報告書を提出します。

令和4年度(4・5月分)政務活動費収支報告書

議員 小崎 愛子

1. 収入

政務活動費	204,000	円
利息	0	円

2. 支出

(単位:円)

科目	金額	備考
調査研究費	0	
研修費	1,000	松山市議会観光振興議員連盟会費
広報費	0	
広聴費	10,098	携帯電話代
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	3,240 3,200	プリンターインク代
資料購入費	13,290	新聞代 他
人件費	0	
事務所費	47,750	事務所家賃 他
合計	75,378 75,338	

3. 残額

128,662
~~128,629~~ 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年5月31日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費4・5月分			
金 額	1,000	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年4月26日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 4年 4月 26日

小崎 愛子 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 1,000円 也

但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費4・5月分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 若江 進

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の前任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年4月30日		整理番号	2
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用途及び内容等	携帯電話代(4月分)			
金額	5,049	円	按分率	50 %
特記事項	住民相談での使用料			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年5月26日		

ご利用料金内訳明細書		お客さまのご請求日は毎月末日になります。		お客さまご契約数		2件 発行日 2022年 5月 11日	
電話番号(お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税 区 分				
	調整額	200	10%				
	手数料 請求書再発行手数料	200	10%				
	手数料 請求書発行手数料	400					
	小計	980	10%				
	* * ご契約期間 22年 2ヶ月 * *						
	基本料 基本プラン(音声) [4月 1日~ 4月30日]	31,520	10%				
	通話料 基本プラン(音声)	1,500	10%				
	月額料 定額オプション	-31,520	10%				
	無料 定額オプション 無料通話分	-9	10%				
	無料 定額オプション 無料通話分(SMS)	0	10%				
	定額料 データプラン50GB+	0	10%				
	通信料 S!メール(MMS)(無料分)@0円 9Pkt	0	10%				
	通信料 データ通信@0円 11454Pkt	0	10%				
	通信料 データ通信(4G LTE/5G)@0円 72567113Pkt						
	(通話量合計 72578606Pkt [8.60GB])						
	通信料 メール(SMS)	9	10%				
	通信料 メール(SMS)(YM/他社宛)	126	10%				
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(1)	467	10%				
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(1) 無料特典(467円 × 100%)	-467	10%				
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	890	10%				
	月額料 iPhone基本パック	500	10%				
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%				
	その他 電話リレーサービス料	1	10%				
	小計	10,499					
	* * ご契約電話番号	1,860	対象外				
	小計	1,860					
	合計	12,759					
	(内課税対象額 40%)	10,899					
	(内課税対象額 計)	10,899					
	消費税等 10%	1,089					
	消費税等 計	1,089					
	ご請求金額	13,848					
	(税込金額 計 10%)	11,988					
	(課税対象外 計)	1,860					
	ポイント情報(このポイントは締日時点です)						
	■ソフトバンクポイント						
	保有ポイント						
	当月基本ポイント						
	ポイント有効期限						

※ユニバーサルサービス電話リレーサービスに限り、(一社)電気通信事業者間の相互サービス提供のため、https://www.tco.or.jp/ ※更新料等の諸料金の内訳についてはMy SoftBankの契約内訳書にお示しください。 帳面も必ずご確認ください。

普通預金(兼お借入)明細

取引振替簿等にはマイナスの表示がある場合はお借入の表示となります。

2

年月日	記号	お引き出し額	お預け入れ額	差引	残高	取扱店番
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
2004-05-26	200	*13,848	アトバンクMB(SMFS)			
21						
22						
23						
24						

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年5月31日		整理番号	3	
科目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使途及び内容等	携帯電話代(5月分)				
金額	5,049	円	按分率	50	%
特記事項	住民相談での使用料				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年6月27日			

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。

お客さまご契約数

発行日 2022年 6月 11日

電話番号(お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税区分
	手数料 請求書発行手数料	200	10%
	小計	200	
	基本料 基本プラン(音声) 5月 1日~ 5月31日	980	10%
	通話料 基本プラン(音声)	17,060	10%
	月額料 定額オプション	1,500	10%
	無料 定額オプション 無料通話分	-17,060	10%
	無料 定額オプション 無料通話分(SMS)	-15	10%
	定額料 データプラン50GB*	6,500	10%
	通信料 データ通信@6円/3061PrU	0	10%
	通信料 データ通信(4G LTE/5G)@0円/100527091PrU (通信量合計 100530152PrU (11.99GB))	0	10%
	通信料 メール(SMS)	15	10%
	通信料 メール(SMS)(YM/他社宛)	141	10%
	通話料 通信サービス「0570等」	140	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	890	10%
	月額料 iPhone基本パック	500	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	10,654	
	ご契約電話番号	1,860	対象外
	小計	1,860	
	合計	12,714	
	(内課税対象額 10%)	10,854	
	(内課税対象額 計)	10,854	
	消費税等 10%	1,085	
	消費税等 計	1,085	
	ご請求金額	13,799	
	(税込金額 計 10%)	11,939	
	(課税対象外 計)	1,860	
	ポイント情報(このポイントは締日時点です)		
	■ソフトバンクポイント		
	保有ポイント	P	
	当月基本ポイント	P	
	ポイント有効期限		

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年 5月12日	整理番号	4
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使途及び内容等	プリンターインク代		
金額	3,200 3,240	円	按分率 100 %
特記事項			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

2022年5月12日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

EDION

エディオン

領収書兼お買上明細

■エディオンカード会員さま■
商品の購入履歴・保証内容は
【エディオンネットショップ】
または【エディオンアプリ】の
マイページでご確認できます。

発行日 2022年05月12日(木) 17:00

店: 00123 松山本店

電話 089-933-2311

レジ担当者:

販売担当者:

No. 00123-317-134831

POS: 317

取引種別: 持帰

プリンタ消耗品

キヤノン

BCI-370XLPGBK2P

4549292044072

1

¥3,240

合計金額

¥3,240

(10%対象)

¥3,240

(10%対象消費税)

¥294

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日
購入口、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委

ポイント領収額

¥40

現金領収額

¥3,200

合は

お預り

¥5,200

お釣り

¥2,000

令和4年度(4-5月分) 科目別集計表

科目名				
資料購入費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
4/30	愛媛新聞4月分	3,400 円		5
5/31	愛媛新聞5月分	3,400 円		6
5/29	本代	6,490 円		7
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		13,290 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年4月30日	整理番号	5	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛新聞4月分			
金 額	3,400 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年4月28日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証			
愛媛新聞		ご購入ありがとうございます	
地区	23	読者番号	
小崎 愛子 様			
銘 柄	部数	金額(税込)	2022年4月
愛媛新聞	1	¥3,400	合計(税込)
			¥3,400
上記金額を正に領収いたしました			
松山市岩崎町2-12-29 089-933-1923			
銘柄の*は10%、無印は軽減税率商品です。			



※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

普通預金

	年月日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	お引当額	振込
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7	04-04-28	新聞代	3,400	IEメソフ"ソク"イ		
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年5月31日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛新聞5月分		
金 額	3,400 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年5月30日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証			
愛媛新聞		ご購入ありがとうございます	
地区	23	読者番号	
小崎 愛子様			
銘 柄	部数	金額(税込)	2022年5月
愛媛新聞	1	¥3,400	合計(税込)
			¥3,400
上記金額を正に領収いたしました			
松山市岩崎町2-12-29 089-933-1923			
銘柄の*は10%、無印は軽減税率商品です。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

普通預金

	年月日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	差引残高	振店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12	04-05-30	新聞代	3,400			北マリアンツアイ
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年 5月29日	整理番号	7								
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費								
用途及び内容等	本代										
金額	6,490 円	按分率	100 %								
特記事項											
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年5月29日									
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。											
<p>領 収 証</p> <p>小崎 啓子様 2022年 5月 29日</p> <p>★</p> <p>但・パンデミックで野町の大半は 但・コロナ禍で見えた保健・医療介護の今後 上記正に領収いたしました。やましく強い経済学</p> <p>内 訳</p> <table border="1"> <tr> <td>税率</td> <td>金額(税抜・税込)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>消費税額等</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>金額(税抜・税込)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>消費税額等</td> </tr> </table> <p>コクヨ ウケ-1048</p> <p>徳山市北条1120 かたやま書店 TEL084-997-6706 FAX084-992-4196</p>				税率	金額(税抜・税込)	%	消費税額等	税率	金額(税抜・税込)	%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)										
%	消費税額等										
税率	金額(税抜・税込)										
%	消費税額等										

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和4年度(4-5月分) 科目別集計表

科目名				
事務所費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
4/30	事務所モノクロ複合機賃貸借代(4月)	1,375 円		8
5/31	事務所家賃(5月分)	30,000 円		9
5/30	トナーキット代	4,785 円		10
5/31	事務所モノクロ複合機賃貸借代(5月)	1,375 円		11
5/31	事務所電気代(5月分)	1,728 円		12
5/31	事務所電話・インターネット代(5月分)	6,451 円		13
4/4	事務所水道代(4-5月分)	2,036 円		14
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		47,750 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年 4月 30日	整理番号	8	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	事務所モノクロ複合機賃貸借代(4月)			
金額	1,375	円	按分率	50 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年4月30日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領 収 証				
金額 <u>¥ 2,950</u>				
但し/70複合機賃貸借代				
令和4年 4月 30日 上記正に領収いたしました				
No. <u>9376</u>				
小崎 愛子 様				
収入印紙				
内 訳				
現金 <input checked="" type="checkbox"/>				
小切手 <input type="checkbox"/>				
手形 <input type="checkbox"/>				
消費税額等(%)				
消費 税 額 等 (%)				
コクヨ ウケ-72				
松山市千舟町7丁目8番地4 株式会社 中子事務機 代表取締役 横山 伸也				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 5月 31日	整理番号	9	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所家賃 (5月分)			
金 額	30,000	円	按分率	50 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年4月27日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という) と、賃借人 小崎 愛子 (以下乙という) と、連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) は下記条項を確認承諾の上、後記表示物件 (以下「本物件」という) につき、賃貸借契約を締結した。

第 1 条 (賃貸物件)

甲は、その所有する本物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借した。

第 2 条 (使用目的)

乙は、本物件を事務所として使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。

第 3 条 (賃貸借期間・期間更新)

本契約の賃貸借期間は、平成 22 年 6 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日迄の 2 年間とする。

2. 甲は前項の期間満了 6 ヶ月前までに、乙は 3 ヶ月前までに更新について異議のない場合は、同一の条件をもって 2 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 4 条 (諸費用の負担)

本物件に対する公租公課は甲が負担し、乙が本物件内で使用する、電灯、電力、ガス、上下水道料その他付帯設備の使用料、衛生費、町内会費等、本物件の使用上必要な諸経費は乙が負担するものとする。

第 5 条 (賃料)

賃料は 1 ヶ月金 60,000 円也、共益費は込、駐車料は前面込と定め、乙は毎月末日迄に翌月分を甲指定の銀行口座に振込にて支払うものとする。但し、本契約解約月の賃料は日割り計算しないものとする。

2. 賃料等の振込手数料は乙の負担とする。又、銀行収納押印済書等をもって領収したものとし、甲は領収書の発行はしないものとする。
3. 賃料等の支払いを遅延したときは、乙は年 14.6% (365 日割計算) の遅延損害金を甲に支払うものとする。

第 6 条 (賃料等の改定)

経済事情の変動・周辺の状況変化・諸物価の高騰、公租公課等、賃料及び諸費用算定の基礎に変動を生じた場合、賃料及び諸費用を改定することができる。但し期間満了 3 ヶ月前までに甲乙協議するものとする。

第 7 条 (禁止事項)

乙及び乙の使用人は、次の各号の該当する行為をしてはならない。

- ① 甲又は近隣の日常生活の妨害となるような行為。
- ② 爆発性、発火性のおそれのある物品、その他危険若しくは不潔、悪臭又は不体裁な物品を、建物内又はその周辺に搬入設置すること。
- ③ 動物等を建物内に搬入又は建物内、敷地内で飼育すること。
- ④ 吸殻、その他発火性又は建物を破損するおそれのある紙屑塵埃類を甲の指定する場所以外に捨てまたは放置すること。
- ⑤ 本物件内において宿泊すること。
- ⑥ その他、甲が建物の維持管理安全上、美観、品位の保持のために禁止を通知した行為。

第 8 条 (制限事項)

乙は次の各号の一に該当する行為をしようとする時は、その行為及び工事人について、予め甲の書面による承諾を得ることとしその費用は、乙の負担とする。

- ① 本物件の改装、その他の造作諸設備の新設、付加、除去又は変更。
- ② 電灯、電力、電話、ガス、水道、その他の配線並びに器具の新設増設、変更又は除去若しくはその容量の変更。

第 9 条 (通知義務)

乙は、建物の主要構造部分、その他の造作諸設備等に修繕の必要を生じ又は生ずるおそれのある時、若しくは災害予防上の措置を必要とする箇所が生じたときは、すみやかに甲に通知するものとする。

第 10 条 (賃借権譲渡の禁止)

乙は、賃借権を第三者に譲渡してはならない。但し、その第三者が会社の営業譲渡、合併その他による乙の包括継承人と認められる場合で、甲が書面による承諾をした場合はこの限りではない。

第 11 条 (転貸借の禁止)

乙は、本物件の全部又は一部を第三者に転貸し、あるいは継続的に使用させ、若しくは第三者と共同使用したり乙以外の在室名義を表示してはならない。但し、甲が書面による承諾をした場合はこの限りではない。

第 12 条 (本物件への立入検査)

甲又はその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、救護、非常対策等の為必要ある時は、その目的の範囲で本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講ずることができるものとする。

第13条 (損害賠償)

- 乙又はその代理人、使用人、工事人その他乙の関係人が、故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた時は、乙が一切これを補償するものとする。
2. 本物件内外においての私有物の盗難、損害、滅失等の損害について甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

第14条 (免責事項)

次の各号について甲は責を負わないものとする。

- ① 甲が行う建物の補修又は改造等の工事の為、その期間中、乙が共用部分または本物件の一部の使用停止を余儀なくされた場合、若しくは使用上の制約を受けた場合。(足場による日照の制限等)
- ② 地震、火災、風水害の災害、盗難及び甲が賃貸人としての維持管理上、通常支払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気、ガス、水道その他建物の設備に起因若しくは関連して乙が被った損害。

第15条 (敷金)

乙は、敷金として金180,000円也を、本契約に基づく債務の履行を担保するため、甲に本契約締結と同時に預託するものとする。尚、敷金には利息を付さない。

2. 乙は賃料その他諸費用の支払いを遅滞し、又は甲に対する損害賠償等本契約に基づく金銭債務を負担した場合は、甲は当然に敷金をもってこれらの弁済に充当できるものとする。
3. 乙は、前項の場合その充当の通知を受けた日から7日以内に、第1項の敷金額に達するまで、その不足額を補充するものとする。
4. 乙は、本契約期間内は敷金をもって賃料その他の債務の相殺を主張することができない。
5. 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用にしてはならない。
6. 敷金の返還は、乙の本契約に基づく一切の債務を差し引いた上これを乙に返還するものとする。但し、この返還は乙が期限までに本物件を完全に明渡す事を条件とする。
7. 本契約を契約開始より2年未満にて解約の場合は敷金の50%を、それ以降で解約の場合は敷金の10%を差し引き返還するものとする。

第16条 (契約の解除)

甲は、乙に次の各号の一に該当する行為または事実があったときは、何らの催告を要しないで、本契約を直ちに解除したうえで甲が定める期限までに本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙は、これに異議ないものとする。この場合、甲が損害を被った時は、乙に対しその損害の賠償を請求でき、乙はこれに異議なく応ずるものとする。

- ① 不正の方法によって入居した時、又別紙入居申込書に虚偽の記載をしていたことが分かったとき。
- ② 賃料その他債務の支払いを支払い期日以後30日以上遅延したとき。
- ③ 本物件を第2条の目的以外に使用したとき。
- ④ 信用が著しく低下したとき、又は公序良俗に反する行為があったとき。
- ⑤ 無断で本物件から退去したとき、又何等の通知もせず本物件を30日以上使用しなかったとき。
- ⑥ 乙若しくはその使用人が故意又は過失により本物件もしくは建物を著しく破損したとき、又は火災を発生させたとき。
- ⑦ 他の債務の為仮差押、仮処分、強制執行を受けた時、又は破産和議、会社更生の申し立てを受けた時又は申し立て時、その他会社の整理、解散若しくは死亡、成年被後見人の宣告等があったとき。
- ⑧ 乙又は同居人に、覚醒剤、売春行為などの警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- ⑨ 暴力関係者又は法秩序に違反する団体等の者と判明したとき。
- ⑩ 粗暴な言動を用いたり、みだりに隣人と抗争したり、建物維持管理運営を阻害しようとする時、法秩序を乱し甲との信頼関係維持が困難となったとき。
- ⑪ その他本契約、又はこれに付随して締結した契約の各条項の一つに違反したとき。

第17条 (解約予告)

乙が本契約を解約しようとする時は、甲に対し、3ヶ月前迄に書面によりその予告をして本契約を解除することができる。但し、乙は予告期間の賃料を支払うことにより即時解約することができるものとする。又、乙が書面による予告無しに本物件を明渡し退去した場合は、甲がその事実を知った日から起算して3ヶ経過後を解約日とする。

- 2. 甲が本契約を解約しようとする時は、正当な事由により6ヶ月前迄に書面を持って乙に申し入れるものとする。

第18条 (契約の消滅)

天災地変その他の不可抗力により建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して本物件の使用が不能となった時、本契約は当然終了するものとする。

第19条 (原状回復等)

本契約が終了(解約・解除を含む)した時は、乙は、甲が定める期限迄に乙が本物件内に設置した間仕切り、外付看板、その他の造作諸設備等を自己の費用で収去し、破損箇所がある時は本物件を原状に復して甲に明け渡すものとする。

2. 乙が前項の義務を怠り、復旧工事をなさず、又は物品を残置した時は甲において復旧工事をし、又は乙が残置物品の所有権を放棄したものと見なして任意にこれを処分できるものとし、乙はこれに対し異議を申し立てることができず、また一切金銭的請求をすることができない。

尚、この場合甲が復旧工事又は物品の処分に要した費用はすべて乙の負担とする。

第20条 (明渡し遅延の損害賠償)

本契約終了と同時に、乙が本物件を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の賠償の損害金を、甲に支払うものとする。

第21条 (造作買取請求権等)

乙は本契約明渡しの際、甲にその事由、名目の如何にかかわらず本物件の改築、間仕切り、その他の造作諸設備等の買取請求及び必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないものとする。

22条 (連帯保証人 丙)

保証人丙は本契約に基づき乙の負担とする一切の債務不履行に関し、乙と連帯してその責に任ずるものとする。

2. 保証人丙が無資力等、保証人としての資質にかける事態が発生した場合には、乙は甲の請求により直ちに他の連帯保証人を立てるものとする。
3. 保証人丙を変更しようとする場合、或いは保証人の住所勤務先等に変更がある場合には乙は甲に対して届け出てその承諾を得るものとする。
4. 保証人丙の前項義務は、第3条2項の更新の場合においても存続するものとする。

第23条 (公正証書)

乙及び丙は甲の要求次第で、本契約条項に基づき公正証書を作成する義務を負うものとする。但し、その費用は甲乙折半とする。

第24条 (合意管轄)

甲、乙間に紛争が生じた場合は、甲の住居地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

第25条 (規定外事項・疑義事項)

本契約に定めのない事項、又は本契約条項の解釈に疑義を生じた時は、甲乙誠意をもって協議しその解決にあたるものとする。

特約

1. 乙は自らの費用にて借家人賠償責任保険等に加入し、災害や事故等に備えるものとする。
2. 物件に設置されている空調についての、契約期間中の保守管理及びメンテナンスは乙の負担とし、甲の責はないものとする。
3. 本契約の内容について、特に賃料・敷金等に関して乙は他の入居者に対する守秘義務を負うものとする。

本契約成立の証として、この契約書2通を作成し、署名押印の上各自1通を所持するものとする。

《物件の表示》

〔住所〕 松山市福音寺町44-1

〔物件名〕 林マンションテナント

〔構造〕 鉄筋コンクリート造6階建

1階 107号室 12坪 (39.66 m²)

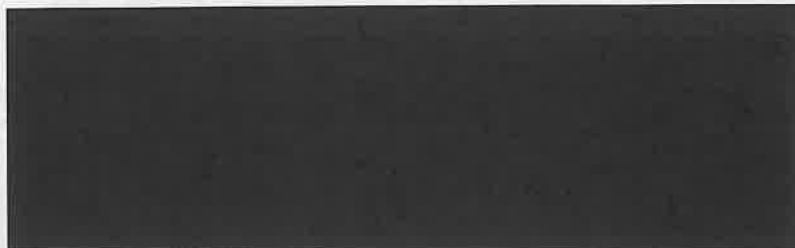
《賃料振込先》

(普)

平成22年 5月29日

(甲)
《貸 貸 人》住 所

氏 名



(乙)
《貸 借 人》住 所

氏 名

松山市道後緑台4-12 2-110 道後緑台505号

小崎 貴子



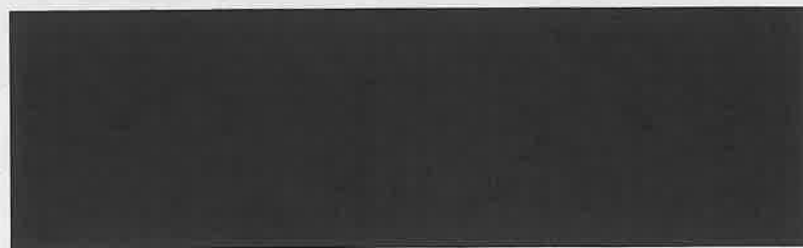
(丙)
《連帯保証人》住 所

氏 名



(丙)
《連帯保証人》住 所

氏 名



《立 会 人》

免許番号 愛媛県知事 (12) 第819号

株式会社 三 福 綜 合 産 業

代表取締役 中 矢 啓 嗣

本 店 松山市本町5丁目7番地7

代 表 TEL089-925-6767

FAX089-925-6765

取引主任者 (愛媛) 号 担当

〒 790 - 0921
愛媛県松山市福音寺町44-1
林マンション 107 号

小崎 愛子 様

株式会社アート不動産 管理センター
〒790-0952
愛媛県松山市朝生田町2丁目1-4
TEL 0120-964-304
FAX 089-985-7051
担当: [REDACTED]

9

平成28年12月12日

所有者変更 及び 管理会社変更 のお知らせ

拝啓、貴下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、ご入居頂いております「林マンション」の所有者が変更になります。それに伴い平成29年12月14日から
当社「株式会社アート不動産」が管理をお預かりすることとなりました。

弊社の家賃集金は12月末の1月分からになります。

家主様と管理委託契約書を取り交わしておりますので、契約書類等の書類はそのままで有効です。

現在、家賃保証会社とご契約中の方は、保証委託契約もそのまま有効です。

ご入居頂いております皆様には、お忙しい中お手数をお掛けすることとなり大変申し訳ございませんが、

下記のお手続きをお願い申し上げます。

記

1. 毎月の賃料のお支払いについて

賃料のお支払いは口座振替をお願いしております。同封の口座振替依頼書をご記入の上、12月25日
までにご返信下さい。書類不備なくお手続きが完了いたしますと平成29年3月分(2月27日引落)から
口座振替開始となります。(お手続きが月に一度しかございませんので、約1ヶ月~1ヶ月半程お時間がかかります。
ご了承くださいませ。) 口座振替手続きが完了致しましたら、ハガキにてお知らせいたします。

※口座振替日は毎月27日です。(27日が土・日・祝日の場合、翌営業日となります。)

※引落手数料として毎月200円(消費税別)を賃料と一緒に引落させていただきます。

※1月分・2月分の賃料は口座振替手続きが間に合いませんので、下記口座へお振込みをお願いいたします。
(1月分→12月末までに、2月分→1月末までにお振込み下さいませ。)

<賃料振込先口座>

[REDACTED] 普通預金 [REDACTED] (カ)アートフドウサン

2. 契約条件確認書

同封の「契約条件確認書」にご記入の上、12月25日までにご返信下さい。

契約書類等の引継ぎは完了しておりますが、金額・ご連絡先のご変更の有無の確認の為に
ご記入いただいております。お手数ですが、よろしくお願い致します。

3. 家主様情報

(新)所有者	住所 氏名	愛媛県松山市福音寺町45-3 有限会社やわらぎ 代表取締役 寺川 勲雄
--------	----------	---

4. 管理会社情報

(現)管理人 兼 所有者	住所 氏名	[REDACTED]
(新)管理会社	住所 氏名 連絡先	愛媛県松山市朝生田町2丁目1番4号 株式会社 アート不動産 0120-964-304

以上

〒 790-0921
愛媛県松山市福音寺町44-1
第18みのりハイツ福音寺 107 号

小崎 愛子 様

株式会社アート不動産 管理センター
〒790-0952
松山市朝生田町5丁目3番34号
株式会社アート不動産
代表取締役 吉田 宏
TEL 0570-074-777 FAX 089-986-7061

2019年8月17日

消費税増税後の家賃改定についてのお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和元年10月からの消費税率8%から10%への改定に伴い、弊社における消費税の取扱いについて
下記の通り対応させて頂くこととなりましたのでご案内申し上げます。
内容をご確認頂き、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象物件 : 住所 愛媛県松山市福音寺町44-1
名称 第18みのりハイツ福音寺
号数 107
賃借人 小崎 愛子

賃料

	現行(消費税8%)		改定後(消費税10%)	
家賃	60,000円	(消費税込)	60,000円	(消費税込)
共益費		(消費税込)		(消費税込)
水道代		(消費税込)		(消費税込)
駐車場		(消費税込)		(消費税込)
その他	216円	(消費税込)	220円	(消費税込)
合計	60,216円	(消費税込)	60,220円	(消費税込)

適用 : 令和元年10月度賃料より
対象 : 消費税をお預かりするすべてのお取引

以上

普通預金

	年月日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	差引残高	振込
1						
2						
3						
4						
5	04-04-27	コウサマアカE	60,220	アトフトウサン		✓
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年 5月30日	整理番号	10	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	コピー機トナーキット代			
金 額	9,570 4,785 円	按分率	100 50 %	
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 5月 30日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

小 崎 愛 子 様 No. _____

金額 4,785

但 トナーキット代

令和4年 5月 30日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input checked="" type="checkbox"/>
手形	<input checked="" type="checkbox"/>

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-72

松山市千冊町7丁目8番地4
株式会社 中石事務機
代表取締役 橋山 伸也

収入印紙

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年 5月 ³¹ 30 日	整理番号	11	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所モノクロ複合機賃貸借料 (5月)			
金 額	1, 3 7 5 円	按分率	5 0 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年5月 ²⁷ 31 日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

金額 1,375円

但し、この領収書は借付金(5月)として

年 月 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-72

No. _____

小 崎 幸 子 様

松山市千舟町7丁目8番地4
株式会社 中子事務機
代表取締役 横山 伸也

収入印紙

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年5月31日		整理番号	12	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
用途及び内容等	事務所電気代 (5月分)				
金額	1,728	円	按分率	20	%
特記事項					
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年6月1日			
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					

電気ご使用量等のお知らせ

日頃は格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
 令和4年5月分の電気ご使用量等について本状にてお知らせいたします。

お客さま番号 [] 当月検針日 5月18日 ご使用期間 4月14日 ~ 5月17日
 お客さま名 小崎 愛子 様 次回検針日 6月15日 支払期日 6月17日 振替予定日 6月1日

◆電気ご使用量・ご請求額/購入電力量・お支払金額のお知らせ

◆電気料金等領収済のお知らせ(口座振替用)

ご契約種別 従量電灯A	04	振替月日	4月28日
当月ご使用量	282 kWh	ご請求額	8,640円
領収金額	12,229円		
[前年同月ご使用量]	113 kWh	口座振替割引	-55.00円
		再生素電促進賦課金	972円
		託送料金相当額	2,726円
		賠償負担金相当額および 廃炉円滑化負担金相当額	93.06円
		4年4月分 電気料金	12,229円
		消費税等相当額(再掲)	1,111円
供給地点特定番号	[]		

○クレジットカードでお支払いの場合、領収金額はカード会社からお届けのご利用明細書をご覧ください。

◆託送料金相当額について

託送料金相当額は消費電力量に低圧託送平均単価9.67円/kWh(税込)を乗じて算出しております。

なお、託送料金相当額は参考値であり、ご請求金額の内訳ではありません。

また、託送料金相当額には法律で定められた賠償負担金相当額0.10円/kWh(税込)および廃炉円滑化負担金相当額0.23円/kWh(税込)を含んでおります。

本状をお届けしない定額電力などをご契約されているお客さまの託送料金相当額の内訳については、当社ホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認

燃料費支払形態	単価	5月分	4月分
従量電灯A	1契約につき最初の11kWhまで	28.00円	28.00円
	上記をこえる1kWhにつき	2.55円	2.55円

○前掲の金額などはご使用期間が異なる場合がございます。
 ○再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

◆当社の電気料金等に関するお問い合わせは0120-410-503までお願いいたします。

◆本状により当社の真金目が集金に向うことはございません。

令和4年5月23日作成

普通預金

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差引残高	振店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13	04-06-01	電気料	8,640	デントウ-5ガツV		
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年 5月 31日	整理番号	13	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	事務所電話・インターネット代(5月)			
金額	6,451	円	按分率	50%
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年6月23日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。		<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 小崎 愛子 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2022年 6月ご請求分 金額(円) ¥12,903-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社 [REDACTED]</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 '22.6.23</p> <p>取 入 印 紙 携 付 欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年4月4日	整理番号	14	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所水道代(4・5月分)			
金 額	2,036	円	按分率	50 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年5月16日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

※このお知らせにより内容をいたすことはありません。

使用水量・料金のお知らせ

お客さま番号



19

口座振替済(前回分)のお知らせ

使用者 小崎 愛子 様

所在地 松山市福音寺町4-4-1
方 番 第18 みのりハイツ 福音寺 107号
使用者 小崎 愛子

様方
様

振替日 令和04年03月14日

使用月分 令和04年01月～
令和04年02月

使用月分 令和04年03月～令和04年04月 (検針日: 令和04年04月04日)

種別	専用栓	戸数	1	用途	一般用	口径	13 mm
水道料金			1,804 円	下水道使用料			2,368 円
今回メーター指針			74				
前回メーター指針			68				
今回使用水量			6 m3	下水道排出量			6 m3
前回使用水量			1 m3	前回排出量			1 m3
前年同期使用水量			1 m3	前年同期排出量			1 m3

内 訳	水道料金	下水道使用料
使用水量/ 下水排出量	1 m3	1 m3
金額	1,509 円	2,203 円

振替金額 3,712 円

今回請求予定額 4,172 円

※金額には消費税及び地方消費税が含まれています。

口座振替予定日 令和04年05月16日

上記振替予定日に振替された場合、1か月当たり50円の口座割引が適用されます。
※旧メーター加算水量が表示されている場合は、今回指針から前回指針を引いた水量と合算し、今回使用水量を表示しています。

右のマークは音聲コードUni-Voice (2次元コード) です。スマホ専用アプリで読み取ると、音聲で内容を確認できます。(一部の機種によっては読み取りにくい場合があります。)

検針員



(裏面もごらんください)



14

普通預金

2

	年月日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	差引残高	振店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8	04-05-16	マツカマシ	14,072	741"903-04	✓	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						